

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成29年3月7日(火) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 3時13分

出席者 委 員 委員長 大 谷 好 一

針 谷 正 夫 氏 家 晃 長 芳 孝

入 野 登志子 大 武 真 一 岡 賢 治

高 岩 義 祐

議 長 海老原 恵 子

傍 聴 者 茂 呂 健 市 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子

小久保 かおる 古 沢 ちい子 白 石 幹 男

関 口 孫一郎 大 出 三 夫 大阿久 岩 人

大 川 秀 子 千 葉 正 弘 永 田 武 志

福 田 裕 司

---

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 田 嶋 亘

主 査 福 田 博 紀 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

道 路 河 川 整 備 課 長	田 中 良 一
道 路 河 川 維 持 課 長	天 谷 和 夫
土 木 管 理 課 長	安 生 光 宏
公 園 緑 地 課 長	齊 藤 昌 巳
下 水 道 業 務 課 長	寺 内 国 雄
下 水 道 建 設 課 長	益 田 弘 之
水 道 業 務 課 長	高 橋 礼 子
水 道 建 設 課 長	古 澤 一 豊
参 事 兼 都 市 計 画 課 長	松 澤 賢 一
市 街 地 整 備 課 長	國 保 能 克
住 宅 課 長	大 野 和 久
建 築 課 長	長 智

平成29年第1回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成29年3月7日 午後1時開議 全員協議会室

日程第1 議案第1号 平成29年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）の説明聴取

日程第2 議案第6号 平成29年度栃木市下水道特別会計予算の説明聴取

日程第3 議案第7号 平成29年度栃木市農業集落排水特別会計予算の説明聴取

日程第4 議案第9号 平成29年度栃木市水道事業会計予算の説明聴取

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大谷好一君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

---

◎諸報告

○委員長（大谷好一君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（大谷好一君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

平成29年度各会計の予算につきましては、各常任委員会においてスムーズな審査を行うため、あらかじめ予算概要の説明聴取をお願いするものであります。予算に対する質疑等審査につきましては、後日開催予定の委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

---

◎議案第1号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第1号 平成29年度栃木市一般会計予算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記載されている金額の読み上げを省略し、予算概要の説明のみといたします。また、説明は着席のままです。

まず、歳出からお願いいたします。

長建築課長。

○建築課長（長 智君） ただいまご上程いただきました議案第1号 平成29年度栃木市一般会計予算のうち、所管関係部分につきましてご説明いたします。

予算書の146、147ページをお開きください。2款1項5目財産管理費につきましてご説明いたします。本年度予算額は8億2,448万6,000円であります。

150、151ページをお開きください。右の説明欄下から2事業目の旧栃木中央小学校施設管理費につきましては、旧栃木中央小学校の施設管理費委託料が主なものであります。

次の市有建築物定期点検業務委託費につきましては、市有建築物の定期点検業務委託料でありま

す。

次のページをお開きください。長期営繕計画策定事業費につきましては、市有建築物保全情報システム利用料であります。

160、161ページをお開きください。14目地域づくり費についてご説明いたします。本年度予算額は4,490万1,000円でありまして、次のページ、右の説明欄をごらんください。まず、下から7事業目の市の花「アジサイ」が咲き誇るまちなみ形成事業費（中央地域会議）につきましては、太平山にアジサイを植栽をするための委託料であります。

次の花と緑のまちづくり事業費（中央地域会議）につきましては、中央地域内の4公園において、花壇の整備や樹木の管理を行う樹木管理等委託料であります。

次のページをお開きください。上から10事業目のつがの里活性化事業費（都賀地域会議）につきましては、つがの里活性化のためガーデンベンチ・テーブル設置工事費及びつがの里ハス再生プロジェクト工事費であります。

次の西方ふれあいパーク花の滝整備事業費（西方地域会議）につきましては、西方ふれあいパーク花の滝のツツジの植栽などを行う樹木管理等委託料であります。

224、225ページをお開きください。4款1項3目環境衛生費についてご説明いたします。本年度予算額は1億1,184万8,000円でありまして、右の説明欄2事業目の水道事業会計補助金につきましては、職員へ給付する児童手当の経費に対する補助金であります。

次のページをお開きください。5目公害対策費についてご説明いたします。本年度予算額は1億621万7,000円でありまして、右の説明欄下から1事業目の合併処理浄化槽設置補助事業費につきましては、公共下水道認可区域外及び農業集落排水処理区域外で、専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し、申請に基づき設置費用の一部を助成するものであります。

244、245ページをお開きください。6款1項5目農地費につきましてご説明いたします。本年度予算額は6億2,510万5,000円でありまして、右の説明欄1事業目の農業集落排水特別会計繰出金につきましては、農業集落排水特別会計へ充当するための繰出金であります。

264、265ページをお開きください。8款1項1目土木総務費につきましてご説明いたします。本年度予算額は2億810万9,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、この科目で予算措置をしております職員26人分の給料、各種手当等の人件費であります。以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、同様の内容となりますので、改めての説明を省略させていただきます。

次の臨時職員共済費につきましては、同じく職員課の所管となりますが、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費が主なものであります。以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、同様の内容となりますので、改めての説明を省略させていただきます。

次の道路河川整備課一般経常事務費につきましては、経常的事業でありますので、説明を省略させていただきます。

次のバリアフリー推進事業費につきましては、栃木市バリアフリー特定事業計画に基づきバリアフリー化を推進するためのものでありまして、バリアフリーパンフレット印刷代が主なものであります。

次の建築課一般経常事務費につきましては、経常的事業でありますので、説明を省略させていただきます。

次のページをお開きください。2目建築指導費につきましてご説明いたします。本年度予算額は6,217万3,000円でありまして、右の説明欄1事業目の狭あい道路整備補助金につきましては、狭あい道路拡幅整備促進事業に伴う分筆測量費用及び既存塀等の撤去費用に対する補助金であります。

次の建築指導事業費につきましては、建築確認指導業務に係るものでありまして、建築行政共用データベース利用料、民間木造住宅の耐震診断費に対する補助金及び民間木造住宅の耐震改修費等に対する補助金が主なものであります。

次の建築確認台帳等電子化事業費につきましては、アスベスト台帳所有者特定業務の委託料であります。

次のページをお開きください。2項1目道路橋りょう総務費につきましてご説明いたします。本年度予算額は3億4,073万8,000円でありまして、右の説明欄上から3事業目の道路河川維持課一般経常事務費につきましては、道路巡回監視業務に係る臨時職員2名分の賃金が主なものであります。

次の道路台帳整備委託費につきましては、道路台帳補正のための業務委託料が主なものであります。

次の土木管理課一般経常事務費につきましては、経常的事業でありますので、説明を省略させていただきます。

次の、土木管理課専用自動車購入事業費につきましては、境界確認立ち会いなどに利用する公用車の買い替えによる備品購入費が主なものであります。

次のページをお開きください。2目道路維持費についてご説明いたします。本年度予算額は4億2,343万9,000円でありまして、右の説明欄1事業目の市道維持管理費につきましては、道路側溝等道路附帯施設の清掃等に要する作業員1,000人分の道路補修作業員賃金、自治会等で行った道路愛護作業に対する道路愛護作業員報償金、道路賠償責任保険等の傷害保険料、街路樹管理業務、道路附帯施設及び舗装の補修委託業務、栃木駅、大平下駅等の駅前広場の清掃業務、新栃木駅のエレベーターの保守点検管理業務などの道路管理等委託料、アンダーパスポンプ（西方アンダー1・2、富田、下皆川）のアンダーパスポンプ場管理等委託料、常温合材や碎石等の市道補修用資材費、道路反射鏡、側溝ふた等の交通安全施設補修用資材費及び道路管理上の瑕疵により市が賠償責任を負った場合に支払う損害賠償金が主なものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費につきましては、入舟町地内の市道1034（106）号線の側溝打ちかえ工事費及び大平町富田地内の市道2089（O26）号線の舗装補修工事費であります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費につきましては、市道各号線で交通の安全を図るためのガードレールや区画線などの交通安全施設の維持補修工事費及び万町地内ほかの市道11182（A6）号線ほかの一灯式信号機の撤去に伴うロードフラッシャー等設置のための整備工事費であります。

次の通学路安全施設整備事業費につきましては、栃木市通学路交通安全プログラムに基づき実施する藤岡町赤間地内の市道1073（F4）号線及び入舟町地内の市道11166（A3）号線の路側帯カラー舗装工事費が主なものであります。

次の舗装修繕事業費につきましては、都賀町家中地内ほかの市道1001（T①-275）号線の舗装補修のための工事費であります。

次の道路付属物点検事業費につきましては、市内各所の道路標識の点検業務委託及び惣社町地内の市道1025（B299）号線上にある歩道橋の修繕工事費であります。

1事業飛びまして、市道維持補修用自動車購入費につきましては、市道等の維持補修用車両（2トンダンプと軽ダンプ）の購入費が主なものであります。

次の土木施設管理事業費につきましては、法定外公共物の譲与申請に必要な譲与図の作成委託料が主なものであります。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） 続きまして、3目道路新設改良費についてご説明いたします。

本年度予算額は11億9,354万円でありまして、次のページをお開きください。1事業目の市道各号線道路改良事業費につきましては、各地域の緊急に道路整備が必要となった路線の道路拡幅等に伴うものでありまして、これに係る測量設計等委託料、用地測量業務委託料及び市道拡幅等工事費が主なものであります。

次の、市道13249（C268）号線道路改良事業費（栃木川原田町）につきましては、市道1024号線、旧114号線でございます。114号線と吹上東部土地改良地内の市道を結ぶ生活道路を拡幅するものでありまして、これに係る測量設計等委託料であります。

次の市道2065（209）号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、1級河川永野川にかかる大柳橋西から栃木市斎場までの区間の安全な通行を確保するため、防災・安全交付金を導入し、市道拡幅をするものでありまして、これに係る市道拡幅工事費、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金が主なものであります。

次の43402（C13）号線道路改良事業費（栃木大宮町）につきましては、大宮町、平柳町地内の生活道路を拡幅するものでありまして、これに係る市道拡幅用地購入費であります。

次の1024（114）号線道路改良事業費（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）につきましては、県道栃木粕尾線との交差点から皆川産業団地へ向かう区間を、大型車の通行が見込まれることから、地

域の安全と円滑な幹線道路として、防災・安全交付金を導入し、拡幅するものでありまして、これに係る市道拡幅工事費及び物件移転等補償金が主なものであります。

次の11156（A1）号線交通安全施設整備事業費（栃木入舟町）につきましては、市役所北側の巴波川にかかる開運橋から栃木高校東側の県庁堀までの区間を通行する通学児童や、生徒の安全を確保するため歩道を整備するものであり、防災・安全交付金を導入し、歩道を設置するものでありまして、これに係る交通安全施設整備用地購入費及び物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道2033（T56）号線（合戦場工区）道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、県道宇都宮亀和田栃木線からバイパスまでの区間を通行する通学児童や生徒の安全を確保するため歩道を整備するものでありまして、これに係る市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金が主なものであります。

2事業飛びまして、市道1061（O527）号線歩道整備事業費（大平新）につきましては、大平町新地内の県道岩舟小山線から市道1049（O345）号線までの区間の歩行者の安全な通行を確保するため、防災・安全交付金を導入し、歩道を整備するもので、これに係る歩道整備工事費であります。

次の市道2126・31044（F21・1—120）号線道路改良事業費（藤岡太田北）につきましては、藤岡町太田北地内の生活道路を安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するものでありまして、これに係る市道拡幅工事費が主なものであります。

次の市道31091（F1—98）号線道路改良事業費（藤岡大田和西）につきましては、藤岡町大田和西地内の生活道路を安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る市道拡幅工事費、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金が主なものであります。

次のページをお開きください。道普請事業費につきましては、地域内の生活道路に密着している道路で、地域の要望に対応する手法として、道路構造基準にとられない道路を整備するもので、これに係る測量設計等委託料であります。

次の市道23037（O16）号線道路改良事業費（大平西山田）につきましては、大平町西山田地内の生活道路を安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道1030（107）号線交通安全施設整備事業費（栃木本町・城内町1丁目）につきましては、栃木第四小学校西側を通行する通学児童の安全を確保するため歩道を整備するものでありまして、これに係る交通安全施設整備用地購入費及び物件移転等補償金が主なものであります。

1事業飛びまして、市道43386（T①—247）号線道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、都賀町合戦場地内の県道宇都宮亀和田栃木線から市道43382（T①—246）号線までの区間の安全な通行を確保するため市道拡幅をするものでありまして、これに係る建物等調査算定委託料、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金であります。

次の市道43287（T①—208）号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、都賀町家中地内



の県道宇都宮亀和田栃木線からバイパスまでの区間の安全な通行を確保するため市道を拡幅するものでありまして、これに係る市道拡幅工事費、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道43253（T②—442）号線ほか道路改良事業費（都賀家中）につきましては、都賀町家中地内の県道宇都宮亀和田栃木線から市道43268（T②—193）号線までの区間の安全な通行を確保するため市道を拡幅するものでありまして、これに係る市道拡幅工事費及び物件移転等補償金であります。

1事業飛びまして、市道1014（T2）号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、都賀町家中地内の県道国谷停車場線から市道1001（T①—277）号線までの区間の安全な通行を確保するため市道を拡幅するものでありまして、これに係る建物等調査算定委託料、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金が主なものであります。

次のページをお開きください。市道51023（N3303）号線道路改良事業費（西方真名子）につきましては、西方町真名子地内の根子屋集落センターから県道栃木栗野線までの区間の安全な通行を確保するため市道を拡幅するものでありまして、これに係る市道拡幅工事費及び物件移転等補償金であります。

次の市道14239（D23）号線道路改良事業費（栃木皆川城内町）につきましては、県道栃木田沼線から皆川公民館入り口までの区間の安全な通行を確保するため市道を拡幅するものでありまして、これに係る市道拡幅工事費、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道52026（N3159）号線側溝整備事業費（西方金崎）につきましては、西方町金崎地内の小倉橋上流右岸側の団地周辺において、大雨等により冠水が発生することから、冠水を防止し、快適な通行を確保するものでありまして、これに係る側溝整備工事費であります。

次の市道22024（O78）号線道路改良事業費（大平下高島）につきましては、大平町下高島地内の生活道路を、安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る測量設計等委託料であります。

次の市道2083（O159）号線道路改良事業費（大平蔵井）につきましては、大平町上高島地内の大平東小学校通学児童の安全を確保するため歩道を整備するもので、これに係る歩道整備工事費であります。

次の市道62102（I192）号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、岩舟町静地内の生活道路を安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る市道拡幅工事費であります。

次の市道62219（I299）号線道路改良事業費（岩舟静戸）につきましては、岩舟町静戸地内の生活道路を安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る市道拡幅工事費、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金であります。

次の市道61268・61262・61251（I94・134・135）号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては

は、岩舟町静地内の生活道路を安全かつ円滑な通行を確保するため拡幅するもので、これに係る測量設計等委託料であります。

次の市道2099（I388）号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、JR岩舟駅からJR両毛線と並行する市道の安全な通行を確保するため、防災・安全交付金を導入し、拡幅するもので、これに係る市道拡幅工事費が主なものであります。

1事業飛びまして、市道11178号線道路改良事業費（栃木入舟町・祝町）につきましては、旧栃木中央小学校跡地に建設される保育園等のアクセス道路として道路を整備するものでありまして、これに係る市道拡幅工事費であります。

次の市道1005（N3160）号線道路改良事業費（西方本城・金崎）につきましては、（仮称）北部健康福祉センターのアクセス道路として道路を整備するものでありまして、これに係る市道拡幅工事費、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金であります。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 次のページをお開きください。続きまして、4目橋りょう維持費についてご説明いたします。本年度予算額3,835万円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の市道各号線橋りょう維持補修事業費につきましては、市内各号線の橋りょうの欄干等の補修費であります。

続きまして、5目橋りょう新設改良費につきましてご説明いたします。本年度予算額は1億2,670万円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の市道2042（233）号線（永宮橋）橋りょう整備事業費（栃木野中町）につきましては、野中町地内の1級河川赤津川にかかる老朽化が著しい永宮橋を架け替えて、防災・安全交付金を導入し、地域の安全安心な通行を確保するものでありまして、これに係る橋りょう整備工事費が主なものであります。

次の市道22268（O430）号線（堀ノ内橋）橋りょう整備事業費（大平西水代）につきましては、1級河川永野川にかかる老朽化が著しく狭隘な堀ノ内橋について、県の河川改修に伴う架け替えに合わせた橋りょう拡幅のための県への負担金であります。

次のページをお開きください。続きまして、3項1目河川総務費についてご説明いたします。本年度予算額は3,799万1,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。2事業目の河川総務事務費につきましては、河川愛護会運営費補助金51万2,000円が主なものであります。

次の河川維持補修事業費につきましては、大町地内ほかぬかり沼川河川土砂等除去工事費と菌部町地内東郷堀川の河床整備工事費であります。

次の河川浄化施設管理費につきましては、県庁堀川に設置しておりますポンプ施設の電気代168万円と浄化施設の保守点検整備委託料等29万円であります。

次の調整池等管理費につきましては、惣社東産業団地外14カ所にある調整池管理のための土砂撤去や除草等に要する管理委託料が主なものであります。

次の河川・水路清掃事業費につきましては、水路等の除草作業などを行うための470人分の作業員賃金、及び暗渠等で清掃が困難な箇所清掃業務等委託料が主なものであります。

次の樋管操作委託事業費につきましては、国土交通省から委託されております渡良瀬遊水地周辺にある11カ所の樋管管理委託料が主なものであります。

次の河川維持管理費につきましては、大平地域内の排水路の除草、浚渫などの施設管理委託料であります。

次の雨水貯留・浸透施設設置補助事業費につきましては、雨水の流出抑制、有効利用を目的として専用住宅に雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置しようとする方に対し、申請に基づき設置費の一部を補助するものであります。

続きまして、2日河川改良費についてご説明いたします。本年度予算額は8,584万円でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の河川整備事務費につきましては、旅費、需用費、負担金であります。

次の河川改修事業費につきましては、台風や集中豪雨時の浸水被害などを防止するための河川改修を目的とした、沼和田町周辺を南下する杣井木川の流域排水計画実施設計業務委託料であります。

次の排水路整備事業費につきましては、生活環境を保全するため、溢水被害が生じている水路を整備するものでありまして、本町地内杣冷川護岸整備工事費及び箱森町地内旧赤津川排水路整備事業費、それに平柳町1丁目地内排水路整備工事費であります。

次のページをお開きください。1事業目の主要地方道宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業費(都賀合戦場)につきましては、都賀町合戦場地内の県道沿線の浸水被害を解消するため、県が施行する県道の排水路整備事業に伴う負担金であります。

次の清水川支川分水路整備事業費につきましては、中心市街地を流れる清水川の浸水被害軽減を図るための支川整備、分水を行うもので、箱森町地内の支川館野川の改修工事費であります。

次の赤淵川排水路整備事業費につきましては、今泉町1丁目、2丁目、大宮町、仲仕上町、藤田町地内における浸水被害の軽減を図るため、雨水排水の幹線水路や枝線水路の整備を目的とした赤淵川流域排水計画実施設計業務委託料であります。

次の北坪地区流末排水整備事業費につきましては、藤岡町赤麻の北坪地区における浸水被害の軽減を図るための水路の整備を行う工事費であります。

次の主要地方道桐生岩舟線地域排水整備事業費(岩舟静)につきましては、岩舟町静地内の県道沿線の浸水被害を解消するため、県が施行する県道の排水整備事業に伴う負担金であります。

次の藤岡地域都賀地内流末排水路整備事業費につきましては、藤岡町都賀地内の道路冠水被害を防止するための流末排水路整備を目的とした用地調査業務委託料であります。

○委員長(大谷好一君) 松澤都市計画課長。

○参事兼都市計画課長(松澤賢一君) 続きまして、284ページ、285ページをごらんください。8款

4項1目都市計画総務費であります。本年度予算額は2億379万9,000円でありまして、右説明欄をごらんください。

説明欄2行目の都市計画課一般経常事務費につきましては、都市計画総括図の修正等業務委託料や総括図の印刷製本費、職員旅費、事務用消耗品費及び都市計画審議会開催に伴う費用などです。

次の開発指導事業費につきましては、開発行為の指導事務などに伴う事務用消耗品費などです。

次の屋外広告物指導事業費につきましては、屋外広告物の許可及び届け出事務などに伴う事務用消耗品費などです。

次に、1事業飛びまして、市街地整備課一般経常事務費につきましては、職員の旅費及び事務用消耗品費などです。

次に、2目土地区画整理費であります。本年度予算額は4億6,679万8,000円でありまして、右説明欄の栃木駅周辺地区景観形成基金積立金につきましては、栃木駅周辺地区景観形成基金条例に基づき管理しております基金の利子を積み立てるものであります。

次に、286ページ、287ページをごらんください。右説明欄1行目の区画整理事務費につきましては、事務用消耗品費及び土地区画整理関係の研修参加負担金などです。

次に、1事業飛びまして、3事業目の磯山地区土地区画整理事業費につきましては、大平町真弓地内の一般県道蛭沼川連線沿いの磯山地区において、良好な住環境整備を図るため、事業化に向けた地形測量及び事業計画作成などの業務委託料です。

次に、3目街路事業費であります。本年度予算額は7,600万円でありまして、右説明欄1行目の藤岡駅前広場整備事業費につきましては、地域拠点としての藤岡駅周辺を整備するための測量設計等委託料です。

次に、4目下水道費であります。本年度予算額は23億7,274万3,000円でありまして、右説明欄の下水道特別会計繰出金につきましては、下水道特別会計に充当する繰出金です。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 続きまして、5目公園費についてご説明いたします。

本年度予算額4億7,307万9,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。3事業目のつがの里管理運営費につきましては、管理運営に要する嘱託員報酬、臨時職員賃金及び公園除草やトイレ清掃等の公園管理等委託料が主なものです。

次の都市公園等管理費につきましては、市が管理する公園のうち、有料公園以外の289公園の維持管理業務に要する費用でありまして、公園除草等のための作業員賃金、芝刈りや樹木剪定及び害虫防除のための公園管理等委託料（栃木）、トイレ清掃及び浄化槽維持管理等のための施設管理等委託料（栃木）、公園管理等委託料（大平）（藤岡）（都賀）（岩舟）及び第二公園や太平山大曲駐車

場敷地等の不動産賃借料が主なものであります。

次の栃木総合運動公園管理運営委託費につきましては、栃木総合運動公園の指定管理者である株式会社メディカルフィットネスとちの木への管理運営委託料であります。

次の藤岡渡良瀬運動公園管理費につきましては、公園除草及びトイレ清掃などの公園管理等委託料が主なものであります。

次の栃木総合運動公園管理費につきましては、栃木総合運動公園の高木剪定等の樹木管理等委託料及び施設等の維持補修費が主なものであります。

次のページをお開きください。2事業目の皆川城址公園整備事業費につきましては、皆川城址公園において、維持管理作業等に必要な電気設備を設置する配電設備整備工事費が主なものであります。

次の生垣設置奨励補助金につきましては、緑化の推進を図るため、生け垣を設置する市民等に対し交付する補助金であります。

次の大平街区公園等施設改修事業費につきましては、大平運動公園内のバスケットゴール等の改修工事費であります。

次の岩舟総合運動公園管理費につきましては、岩舟総合運動公園の施設等の維持補修費であります。

1事業飛びまして、岩舟総合運動公園管理運営委託費につきましては、岩舟総合運動公園の指定管理者である宮ビルサービス株式会社・有限会社エヌ・エス・リンク共同企業体への管理運営委託料であります。

1事業飛びまして、太平山遊覧道路桜更新事業費につきましては、太平山遊覧道路の桜並木を良好な状態に保全するため、古くなった桜の伐採、補植を計画的に行うもので、樹木更新等委託料であります。

次の大平運動公園管理費につきましては、植栽管理及びトイレ清掃などの公園管理等委託料が主なものであります。

次の西方総合公園管理費につきましては、植栽管理及び清掃等の公園管理等委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。続きまして、6目まちづくり事業費についてご説明いたします。本年度予算額は5,198万8,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の街なみ環境修景事業費につきましては、栃木市歴史的町並み景観形成地区内の建造物等に対する補助金であります。

1事業飛びまして、まちなか土地利用計画推進事業費につきましては、旧栃木警察署跡地土地利用審査委員会の委員報酬が主なものであります。

294、295ページをお開きください。続きまして、5項1目住宅管理費についてご説明いたします。

本年度予算額は4億9,137万4,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。3行目の改良住宅管理費につきましては、栃木地域及び大平地域の改良住宅敷地の不動産賃借料等であります。

1事業飛びまして、市営住宅共通管理費につきましては、指定管理者への市営住宅管理運営委託料、各市営住宅の敷地賃借料が主なものであります。

次の県営住宅敷地賃借費につきましては、県営大宮住宅及び県営城内南第2住宅敷地の不動産賃借料であります。

1事業飛びまして、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金につきましては、高齢者の居住安定確保のため、高齢者向け優良賃貸住宅50戸の入居者に対し、月額1万円を上限に助成する家賃補助であります。

次の同和対策住宅新築資金等借入償還基金積立金につきましては、基金利子の積立金であります。

1事業飛びまして、市営住宅耐震診断事業費につきましては、城内南第2市営住宅耐震診断業務委託料であります。

次のページをお開きください。1事業目の住宅被災者支援事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、被災住宅再建等利子補給金であります。

354、355ページをお開きください。続きまして、11款2項1目道路橋りょう災害復旧費についてご説明いたします。本年度予算額は1,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。道路橋りょう災害復旧事業費につきましては、項目保存であります。

続きまして、2目河川災害復旧費についてご説明いたします。本年度予算額は1,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。河川災害復旧事業費につきましても、同様に項目保存であります。

以上をもちまして、所管部分の歳出についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（大谷好一君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 1時49分）

---

○委員長（大谷好一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

---

○委員長（大谷好一君） 歳入等の説明をお願いします。

安生土木管理課長。

○土木管理課長（安生光宏君） 休憩前に続きまして、歳入所管部分についてご説明いたします。これからちょっと座って説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

68、69ページをお開きください。13款1項7目1節道路橋りょう使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の道路事業等敷地使用料につきましては、取得済みの道路事業用地

における東京電力やN T Tの電柱などの使用料であります。

次の道路管理施設敷地使用料につきましては、城内町2丁目地内の道路河川維持課所管の車庫及び資材置き場における東京電力、N T Tの電柱の敷地使用料であります。

次の道路使用料につきましては、道路占用料徴収条例に基づく、やはり東京電力やN T Tの電柱などの道路占用料であります。

次の駅連絡通路施設使用料につきましては、新栃木駅の東西自由通路及び栃木駅の南北連絡通路における広告掲示板使用料であります。

次の法定外公共物使用料につきましては、法定外公共物管理条例に基づく認定外道路における使用料であります。

次に、2節河川使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。法定外公共物使用料につきましては、法定外公共物管理条例に基づき、市有水路敷における東京電力やN T Tの電柱などの使用料であります。

次に、3節都市計画使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の旧栃木中央小学校太陽光発電施設屋根貸付収入につきましては、旧栃木中央小学校屋上に設置しております太陽光発電施設の貸付収入であります。

次の旧大平子どもセンター敷地使用料につきましては、N T T電柱の敷地使用料であります。

次に、4節公園使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の都市公園等占用使用料及び次の栃木総合運動公園占用使用料につきましては、各公園内における電柱などの占用使用料であります。

次の公園使用料につきましては、公園内施設設置に伴う使用料や公園内におけるイベントなどの行為に伴う使用料、つがの里内のバーベキュー場やバッテリーカーの使用料などであります。

次に、5節住宅使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の市営住宅使用料につきましては、市営住宅17団地838戸分の住宅使用料であります。

次の改良住宅使用料につきましては、改良住宅4団地19戸分の住宅使用料であります。

次の市営住宅駐車場使用料につきましては、市営住宅5団地344台分の駐車場使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅使用料につきましては、特定公共賃貸住宅2団地30戸分の住宅使用料であります。

次のページをお開きください。特定公共賃貸住宅駐車場使用料につきましては、特定公共賃貸住宅2団地44台分の駐車場使用料であります。

次の市営住宅等敷地使用料につきましては、市営住宅敷地内にあります東京電力、N T Tの電柱などの敷地占用使用料であります。

次の市営住宅使用料滞納繰越分、次の改良住宅使用料滞納繰越分、次の市営住宅駐車場使用料滞納繰越分、次の特定公共賃貸住宅使用料滞納繰越分につきましては、いずれも平成28年度以前の各

使用料であります。

○委員長（大谷好一君） 國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） 続きまして、82、83ページをお開きください。

2項6目1節土木管理手数料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の確認申請等手数料につきましては、建築基準法に基づく建築確認申請等917件などの申請手数料であります。

次の長期優良住宅認定手数料につきましては、長期優良住宅の建築等計画認定150件の認定手数料であります。

次の低炭素建築物認定手数料につきましては、低炭素建築物の新築等計画認定5件の認定手数料であります。

次の建築物省エネ認定等手数料につきましては、建築物の省エネ性能向上計画の認定等5件の認定手数料であります。

次に、2節道路橋りょう手数料につきましては、右の説明欄をごらんください。道路台帳閲覧等手数料につきましては、申請に基づく切り絵図や道路台帳の閲覧等手数料であります。

次に、3節都市計画手数料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の優良宅地認定手数料につきましては、優良宅地認定の申請に伴う手数料でありまして、項目保存であります。

次の都市計画関係証明手数料につきましては、用途地域などに関する諸証明に伴う10件の手数料であります。

次の開発行為等許可申請手数料につきましては、開発行為等の許可申請に伴う185件の手数料であります。

次の屋外広告物等許可申請手数料につきましては、屋外広告物などの許可申請に伴う130件の手数料であります。

続きまして、86、87ページをお開きください。14款1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、右の説明欄にあります道路橋りょう災害復旧事業負担金及び河川災害復旧事業負担金でありまして、項目保存のためのものでございます。

続きまして、90、91ページをお開きください。2項3目1節保健衛生費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。2項目めの汚水処理施設整備交付金につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業費に対する交付金であります。

続きまして、4目1節道路橋りょう費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の防災・安全交付金（地域におけるインフラ再構築及び生活空間の安全確保）、次の防災・安全交付金（子どもたちの安全確保する通学路整備）、次の防災・安全交付金（既存施設の計画的な維持管理による、安全・安心な道路環境の確保）につきましては、通学路の交通安全対策、橋りょうの補修等の社会資本整備事業に対する国の交付金でありまして、市道2065号線道路改良事業（栃木平井町）外13事業に対する交付金であります。



次の社会資本整備総合交付金（快適な社会基盤整備）、次の社会資本整備総合交付金（産業や地域の活力と魅力を向上し成長させるための社会基盤整備）につきましては、市道1066号線道路改良事業（藤岡富吉1区）外3事業に対する交付金であります。

次に、2節都市計画費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の防災・安全交付金（公園施設長寿命化計画策定事業）につきましては、公園施設長寿命化計画策定事業費に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（新大平下駅前地区）につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業と新大平下駅前地区都市再生整備計画事業の実施に伴う業務委託、工事、土地購入及び物件移転等補償金などの補助対象事業に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（とちぎ蔵の街周辺地区）につきましては、地方都市リノベーション事業の実施に伴う（仮称）文化芸術館及び地域交流センター整備に係る設計業務委託料、いりふね・そのべ統合保育園新築工事、市道の新設工事、旧栃木市役所本庁舎等の解体工事に対する交付金であります。

次に、3節住宅費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の社会資本整備総合交付金（市営住宅リフレッシュ事業）につきましては、屋上防水工事、外壁改修工事に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（定住希望者住宅新築補助事業）につきましては、まちなか定住促進住宅新築等補助金及び多世代家族住宅新築等補助金に対する交付金であります。

次のページをお開きください。社会資本整備総合交付金（市営住宅耐震診断事業）につきましては、城内南第2市営住宅の耐震診断業務委託料に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（空き家対策総合支援事業補助金（活用事業タイプ））につきましては、空き家活用宿泊体験施設改修工事費及び空き家バンクリフォーム補助金に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（空き家対策総合支援事業補助金（除却事業タイプ））につきましては、管理不全な空き家の除却を行う事業に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）につきましては、公営住宅等長寿命化計画策定に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業）につきましては、医療福祉モール内の高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額補助に対する交付金であります。

次の結婚新生活支援事業費補助金につきましては、新婚世帯への住居及び引っ越し費用補助に対する交付金であります。

次の防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）につきましては、民間木造住宅の耐震診断、耐震改修費等に対する交付金及びアスベスト台帳所有者特定業務に対する交付金であり

ます。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 続きまして、94、95ページをごらんください。14款3項3目1節河川費委託金の右説明欄の樋管操作委託金につきましては、渡良瀬遊水地周辺にあります11カ所の樋管操作の委託金であります。

少し飛びまして、102、103ページをごらんください。15款2項3目1節保健衛生費補助金につきましては、ページが変わりまして、105ページの上から3つ目、合併処理浄化槽設置費補助金であり、こちらは合併処理浄化槽設置補助事業費に対する補助金であります。

次に、106、107ページをごらんください。15款2項5目1節都市計画費補助金の右説明欄の土地区画整理事業補助金につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業により整備する都市計画道路大平町役場通りに係る補助率20分の1以内の県補助金であります。

その次の2節住宅費補助金の右説明欄の1行目、住宅新築資金等貸付助成事業補助金につきましては、貸付金償還事務に対する補助金であります。

その下の民間住宅耐震診断助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震診断費等に対する補助金であります。

その下の民間住宅耐震改修助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震改修費及び耐震建て替え費に対する補助金であります。

次に、110、111ページをごらんください。16款1項1目1節土地建物貸付収入の右説明欄のページ中央よりやや下の公園自動販売機設置収入につきましては、公園内に設置されました自動販売機61台分の設置収入であります。

その下の2号渡良瀬緑地公園運動施設土地貸付収入につきましては、2号渡良瀬緑地公園内にある渡良瀬カントリークラブのクラブハウス敷地の貸付料であります。

その下の市営住宅自動販売機設置収入につきましては、城内南第2市営住宅内に設置されました自動販売機2台分の設置収入であります。

114、115ページをごらんください。16款1項2目1節利子及び配当金の右説明欄、下から3行目の栃木駅周辺地区景観形成基金利子につきましては、基金の利子収入を見込んだものであります。

次のページ、116、117ページに移りまして、同じく利子及び配当金の右説明欄の下から4つ目の同和対策住宅新築資金等借入償還基金利子につきましても、基金の利子収入を見込んだものであります。

少し飛びまして、124、125ページをごらんください。20款3項6目1節住宅費貸付金元利収入の右説明欄の1行目、住宅新築資金貸付金元利収入及び2行目の宅地取得資金貸付金元利収入につきましては、いずれも各貸付金の元金と利子の収入であります。

その下の住宅新築資金貸付金元利収入滞納繰越分、次の住宅改修資金貸付金元利収入滞納繰越分、

次の宅地取得資金貸付金元利収入滞納繰越分につきましては、いずれも平成28年度以前の各貸付金の元金と利子の収入であります。

次の126、127ページをごらんください。20款4項2目1節土木管理費受託事業収入の右説明欄の住宅金融支援機構業務受託収入につきましては、項目保存であります。

その下の20款5項2目1節弁償金の右説明欄の市営住宅使用料等損害賠償金につきましては、市営住宅入居許可取り消し後から退去までの期間に係る住宅使用料等相当の損害賠償金の項目保存であります。

その下の4目2節雑入につきましては、ページが変わりまして、129ページをごらんください。説明欄の下から5行目、都賀西方スマートインターチェンジ整備事業負担金等（道路河川整備課）につきましては、栃木市が施行する用地測量及び物件調査に対するネクスコ東日本からの負担金であります。

次の道路賠償責任保険料等（道路河川維持課）につきましては、市道上における管理瑕疵による事故等の保険金等であります。

次の電気料分担金等（公園緑地課）につきましては、栃木市総合運動公園内に国土交通省が設置しておりますGPS観測システム機器の電気料等の分担金等であります。

次の都市計画図売払収入等（都市計画課）につきましては、都市計画関係図の販売収入であります。

次の片柳市営住宅解体補償費等（住宅課）につきましては、片柳市営住宅解体に対する補償費及び県営大宮住宅団地と城内南第2団地の敷地の転貸料等であります。

以上をもちまして、所管部分の歳入についての説明を終わります。

続きまして、第2表、債務負担行為の所管部分についてご説明いたしますので、9ページをごらんください。9ページの第2表、上から3行目の平成29年度空き家改良資金利子補給につきましては、平成30年度から平成34年度までの債務負担行為で、空き家改善のために借り入れた資金に対する利子補給であります。

以上をもちまして、所管部分の債務負担行為についての説明を終わります。

○委員長（大谷好一君） 以上で一般会計予算の所管関係部分の説明は終わりました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第2、議案第6号 平成29年度栃木市下水道特別会計予算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） ただいまご上程いただきました議案第6号 平成29年度栃木市下

水道特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

予算書の31ページをお開きください。平成29年度栃木市の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ46億7,251万9,000円と定めるところのものであり、第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとするものであります。

第2条は、債務負担行為でありまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額は、第2表、債務負担行為によるとするものであります。

第3条は、地方債でありまして、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるとするものであります。

第4条は、一時借入金でありまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8億円と定めるところのものであります。

続きまして、34ページをお開きください。第2表、債務負担行為でありまして、平成29年度栃木市水洗便所改造資金利子補給補助金につきましては、期間は平成30年度から平成33年度まででありまして、限度額は47万3,000円であります。

続きまして、35ページは第3表、地方債でありまして、起債の限度額は、公共下水道事業は6億10万円、流域下水道事業では8,940万円、公営企業会計移行事業（公共）は880万円、公営企業会計移行事業（流域）は620万円で、合計額は7億450万円であります。起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行といたしまして、利率は4%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算について、まず歳出からご説明をいたしますので、610、611ページをお開きください。1款1項1目一般管理費につきましてご説明をいたします。本年度予算額は4億1,587万円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源その他につきましては、下水道受益者負担金及び下水道使用料並びに下水道手数料が主なものであります。

右の説明欄をごらんください。まず、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、下水道業務課及び下水道建設課職員29名分の人件費であります。

次の縣市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましても、同じく職員課所管になりますので、説明は省略させていただきます。

次の使用料徴収事務委託料につきましては、下水道使用料の徴収事務を水道事業へ委託する委託料であります。

次の下水道課一般経常事務費につきましては、受益者負担金の電算処理委託料及びソフトウェア使用料など経常的な事務費であります。

次の受益者負担金一括納付報奨金につきましては、受益者負担金の前納者に対する報奨金であり

ます。

次の消費税及び地方消費税につきましては、下水道使用料に含まれております消費税を納付するものであります。

次の公営企業会計移行事業費につきましては、公営企業会計移行業務委託料でありまして、資産管理台帳システムの更新業務委託料が528万1,200円、例規整備委託料が202万5,000円、公営企業会計システム導入支援業務委託料が149万8,500円が主なものであります。

次の公共下水道普及対策事業費につきましては、特定事業所等の水質調査業務委託料及び井戸水用量水器交換工事費が主なものであります。

次の経営戦略策定事業費につきましては、平成30年度に公営企業会計に移行するに当たりまして必要となる経営戦略を策定するための業務委託料が主なものであります。

続きまして、614、615ページをお開きください。2款1項1目公共下水道管理費についてご説明をいたします。本年度予算額は1億3,505万3,000円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、下水道使用料であります。

右の説明欄をごらんください。公共下水道施設管理費につきましては、管渠やマンホールポンプ等の下水道施設の維持管理費でありまして、汚水流量測定や水質分析などの水質調査委託料及び管渠調査業務委託料、1つ飛ばしまして、マンホールポンプ場73カ所の保守点検業務委託料及び管渠工事費の、その中の県道小山栃木都賀線道路改良工事に伴う管渠移設工事が主なものであります。

続きまして、2目公共下水道建設費についてご説明をいたします。本年度予算額は9億6,248万1,000円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、受益者負担金及び事業費負担金が主なものであります。

右の説明欄につきましては、主要事務事業でありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、616、617ページをお開きください。3款1項1目流域下水道事業費についてご説明をいたします。本年度予算額は8億9,512万円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、下水道使用料であります。

右の説明欄をごらんください。まず、流域下水道維持管理負担金につきましては、県の流域下水道の巴波川処理区並びに大岩藤処理区の汚水処理のうち、栃木市が負担する維持管理負担金であります。

次の流域下水道建設負担金につきましては、流域下水道の巴波川処理区並びに大岩藤処理区の浄化センター並びに管渠及び資源化工場の建設事業のうち、栃木市が負担する建設負担金であります。

続きまして、618、619ページをお開きください。4款1項1目元金についてご説明をいたします。本年度予算額は17億537万2,000円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、下水道受益者負担金であります。

右の説明欄をごらんください。市債償還元金につきましては、これまで下水道事業のために借り

入れをしました市債の償還元金971件分であります。

続きまして、2目利子につきましてご説明をいたします。本年度予算額は5億4,362万3,000円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、下水道使用料であります。

右の説明欄をごらんください。市債償還利子につきましては、これまで借り入れをしました市債の償還利子1,010件分であります。

続きまして、620、621ページをお開きください。5款1項1目予備費につきましては、本年度予算額は1,500万円であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移らせていただきます。604、605ページをお開きください。1款1項1目1節下水道受益者負担金につきましては、右の説明欄の下水道受益者負担金で、平成25年度賦課分から平成29年度賦課分までの分割及び一括納付金であります。

続きまして、2目1節事業費負担金につきましては、右の説明欄の事業費負担金で、他事業が行うべき舗装本復旧部分を下水道事業で一括施工することに伴います他事業からの負担金であります。

続きまして、2款1項1目1節下水道使用料につきましては、右の説明欄1行目の下水道使用料で、下水道使用世帯及び新規接続を見込んだ使用料であります。

次の下水道施設土地使用料につきましては、東京電力から電柱支線の土地使用料3件分でございます。

続きまして、2項1目1節下水道手数料につきましては、右の説明欄の1行目、排水設備計画確認手数料と次の排水設備検査手数料で、それぞれ900件分であります。

1つ飛びまして、排水設備指定工事店登録手数料につきましては、市の指定工事店として新規登録及び更新する際の登録手数料で、45件分であります。

続きまして、3款1項1目1節下水道費補助金につきましては、右の説明欄の1行目、社会資本整備総合交付金で、公共下水道雨水渠整備事業に対する補助率2分の1の国庫交付金であります。

次の汚水処理施設整備交付金につきましては、公共下水道建設事業に対する、やはり補助率2分の1の国庫交付金であります。

続きまして、606、607ページをお開きください。4款1項1目1節一般会計繰入金につきましては、右の説明欄の一般会計繰入金で、下水道特別会計における財源として一般会計から繰り入れをさせていただくものでございます。

続きまして、5款1項1目1節前年度繰越金につきましては、右の説明欄の前年度繰越金で、前年度からの繰越金であります。

続きまして、6款1項1目1節預金利子につきましては、右の説明欄の預金利子で、本会計にお

ける預金利子であります。

続きまして、2項1目1節雑入につきましては、右の説明欄の1行目の雑入で、他事業に伴い公共汚水ます移設工事を行った際の物件移設補償金であります。

次の下水道受益者負担金相当額納付金につきましては、下水道整備区域に隣接している区域外からの納付金であります。

次の消費税及び地方消費税還付金につきましては、項目保存であります。

続きまして、608、609ページをお開きください。7款1項1目1節公共下水道債につきましては、右の説明欄の公共下水道建設事業債で、公共下水道建設事業に対する起債であります。

続きまして、2目1節流域下水道債につきましては、右の説明欄の流域下水道建設事業債で、流域下水道建設事業に係る本市負担額に対する起債であります。

続きまして、3目1節公営企業会計適用債につきましては、公営企業会計適用債で、公営企業会計移行業務に対する起債であります。右の説明欄の1行目、公営企業会計適用債（公共）は公共下水道において、次の公営企業会計適用債（流域）は流域下水道において、公営企業会計移行に対する起債であります。

以上で平成29年度栃木市下水道特別会計についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

---

◎議案第7号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第3、議案第7号 平成29年度栃木市農業集落排水特別会計予算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

益田下水道建設課長。

○下水道建設課長（益田弘之君） ただいまご上程いただきました議案第7号 平成29年度栃木市農業集落排水特別会計予算についてご説明いたします。

恐れ入ります予算書の37ページをお開きください。平成29年度栃木市の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによるものごさいます。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億6,963万円と定めるところのものであり、第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものであります。

第2条は、債務負担行為でありまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額は、第2表、債務負担行為によるものであります。

第3条は、一時借入金でありまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の

借り入れの最高額は3,000万円と定めるとするものであります。

続きまして、40ページをお開きください。第2表、債務負担行為でありまして、平成29年度栃木市水洗便所改造資金利子補給補助金につきまして、期間は平成30年度から平成33年度まで、限度額は14万5,000円であります。

次に、歳入歳出予算について歳出からご説明いたしますので、恐れ入りますが、644ページ、645ページをお開きください。1款1項1目一般管理費についてご説明いたします。本年度予算額は2,422万円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、農業集落排水使用料及び農業集落排水手数料が主なものであります。

右の説明欄をごらんください。まず、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、下水道業務課及び下水道建設課職員のうち2名分の人件費であります。

次の区市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましても、同じく職員課の所管となりますので、説明は省略させていただきます。

次の農業集落排水事務費につきましては、農業集落排水の事務に要する経常的事務費でございます。

次の消費税及び地方消費税につきましては、農業集落排水使用料に含まれております消費税を納付するものであります。

次の農業集落排水普及対策事業費につきましては、水洗便所改造資金の融資に対する利子補給補助金であります。

次の使用料徴収事務委託費につきましては、農業集落排水使用料の徴収事務を水道事業に委託する委託料でございます。

続きまして、646、647ページをお願いいたします。2款1項1目施設管理費につきましてご説明いたします。本年度予算額は8,557万3,000円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、農業集落排水使用料であります。右の説明欄をごらんください。施設管理費につきましては、処理場6カ所及びマンホールポンプの維持管理や清掃など、処理施設管理業務等委託料及び公共汚水ます移設工事費が主なものであります。

続きまして、2目施設建設費につきましてご説明いたします。本年度予算額は504万5,000円でありまして、中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、農業集落排水事業費分担金であります。右の説明欄をごらんください。建設事業費につきましては、農業集落排水施設整備工事費であり、公共汚水ます設置工事費204万5,000円及び舗装本復旧工事300万円であります。

続きまして、648、649ページをお開きください。3款1項1目元金につきましてご説明いたします。本年度予算額は1億8,381万1,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。市債償還元金につきましては、これまで農業集落排水事業のために借り入れました市債の償還元金134件分であります。



続きまして、2目利子についてご説明いたします。本年度予算額は6,098万1,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。市債償還利子につきましては、これまで借り入れました市債の償還利子135件分であります。

続きまして、650ページ、651ページをお開きください。4款1項1目予備費につきまして、本年度の予算額は1,000万円であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移らせていただきますので、恐れ入ります、ページ戻りまして、640ページ、641ページをお開きください。1款1項1目1節受益者分担金につきましては、右説明欄の農業集落排水事業費分担金で、新規加入者の分担金が主なものであります。

続きまして、2款1項1目1節農業集落排水施設使用料につきましては、右説明欄の農業集落排水施設使用料で、使用世帯及び新規接続を見込んだ使用料であります。

次の農業集落排水施設土地使用料につきましては、東京電力等からの電柱支線の土地使用料5件分であります。

続きまして、2項1目1節農業集落排水申請手数料につきましては、右説明欄の各地区の排水申請手数料でありまして、排水設備計画確認手数料及び排水設備検査手数料であります。

次に、2節受益者負担金督促手数料につきましては、右説明欄の受益者負担金督促手数料であります。

続きまして、3款1項1目1節一般会計繰入金につきましては、右説明欄の一般会計繰入金でありまして、農業集落排水特別会計における財源として一般会計から繰り入れさせていただくものであります。

続きまして、642ページ、643ページをお願いいたします。4款1項1目1節前年度繰越金につきましては、右説明欄の前年度繰越金でございます、前年度からの繰越金であります。

5款1項1目1節預金利子につきましては、右説明欄の預金利子でありまして、本会計における預金利子であります。

続きまして、2項1目1節雑入につきましては、右説明欄の雑入でありまして、他事業に伴い公共汚水ますの移設工事を行った際の物件移設補償金であります。

続きまして、2目1節消費税還付金につきましては、項目保存でございます。

以上で平成29年度栃木市農業集落排水特別会計予算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

---

◎議案第9号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第4、議案第9号 平成29年度栃木市水道事業会計予算の説明

聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） ただいまご上程をいただきました議案第9号 平成29年度栃木市水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の685ページをお開きください。第1条、総則は、平成29年度栃木市水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものとなります。

第2条、業務の予定量でございますが、業務の予定量は次のとおりとするものとして、第1号、給水戸数は5万8,000戸、第2号、年間総有収水量は1,610万立方メートル、第3号、1日平均有収水量は4万4,110立方メートル、第4号、主な建設改良事業は、栃木市水道統合事業が3,721万7,000円、寺尾地区簡易水道事業が4億3,102万9,000円、上水道整備事業1億5,828万2,000円、水道設備更新事業1億7,290万8,000円、老朽管更新事業1億9,148万4,000円、管路耐震化事業1億389万6,000円、水道施設耐震化事業が810万円でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるというものでございます。収入の第1款水道事業収益は27億7,925万6,000円、支出の第1款水道事業費は25億5,863万9,000円でございます。収入支出の内訳につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、686ページをお開きください。第4条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるというものでございまして、以下、括弧書きにつきましては、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14億3,926万3,000円の補填内容でございます。

収入の第1款資本的収入は3億9,597万7,000円、支出の第1款資本的支出は18億3,524万円でございます。収入支出の内訳につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、第5条は、債務負担行為でございまして、債務負担行為をすることのできる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めるというものでございます。表の1行目、水道事業中長期運営計画策定業務委託につきましては、水道事業中長期運営計画の策定について業務委託をするものでございまして、期間は平成30年度、限度額は3,411万円でございます。

2行目の水道施設運転及び維持管理業務委託につきましては、平成29年度末に契約期間が終了となるため、新たに業務委託をするものでございまして、期間は平成30年度から平成34年度まで、限度額は3億9,691万1,000円でございます。

続きまして、687ページをごらんください。第6条は、企業債でございまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるというものでございます。起債の限度額は、寺尾地区簡易水道事業は8,000万円、老朽管更新事業は2,000万円でございます。合計額

は1億円でございます。起債の方法につきましては、証書借入れ、または証券発行とし、利率は4%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、第7条は、一時借入金でございまして、一時借入金の限度額は1億円と定めるというものでございます。

次の第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございまして、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるというもので、第1号において、営業費用と営業外費用の間としております。

次に、第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございまして、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないというもので、第1号において、職員給与費2億3,212万1,000円としております。

第10条は、他会計からの補助金でございまして、一般会計から他の会計へ補助を受ける金額は422万円とするというもので、その内訳は、第1号で児童手当に対する補助222万円、第2号で水源地補償金補助200万円としております。

続きまして、688ページをごらんください。第1条は、たな卸資産の購入限度額でございまして、たな卸資産の購入限度額は7,245万4,000円と定めるというものでございます。

以上が水道事業会計の議案部分についての説明でございます。

689ページ以降は、予算に関する説明書となりますが、説明は省略をさせていただきます。詳細につきましては、別冊の栃木市水道事業会計予算参考資料により、古澤水道建設課長からご説明をさせていただきます。

○委員長（大谷好一君） 古澤水道建設課長。

○水道建設課長（古澤一豊君） それでは、別冊の平成29年度栃木市水道事業会計予算の参考資料についてご説明させていただきます。

では、資料の1ページをお開きください。初めに、収益的収入及び支出の収入であります。1款1項1目給水収益につきましては、給水戸数5万8,000戸分の水道料金収入であります。

次に、2目受託工事収益につきましては、寺尾地区及び久保田町等の給水申し込みに伴います水道工事負担金2,169万円及び下水道関係の給水管布設工事等負担金3,001万3,000円が主なものであります。

次に、3目その他の営業収益につきましては、手数料のうち給水装置工事の設計審査及び竣工検査手数料220万円と、その下の雑収益のうち、下水道使用料徴収事務負担金5,845万円及び消火栓維持管理負担金3,138万4,000円が主なものであります。

続きまして、2ページをごらんください。次に、2項1目受取利息及び配当金につきましては、定期預金等の利息であります。

次に、2目他会計補助金につきましては、児童手当負担金等一般会計繰入金222万円及び水源地補償金補助金200万円であります。

次に、3目長期前受金戻入につきましては、補助金等により取得した固定資産の当年度分の減価償却見合い分を戻入益として収益化するものであります。

次に、4目雑収益につきましては、放射性物質水質検査の賠償金155万5,000円が主なものであります。

続きまして、3ページをごらんください。支出であります。まず、1款1項1目原水及び浄水費につきましては、節区分の中ほどにあります委託料のうち、浄水場等施設運転及び維持管理業務委託料6,126万9,000円及び水質検査業務委託料2,553万7,000円が主なものであります。

次に、4ページをごらんください。2目配水及び給水費につきましては、節区分の一番下の行、委託料のうち、量水器交換業務委託料3,580万8,000円及び漏水調査業務委託料2,400万円と、ページ変わりをしまして、5ページ、節区分の4行目の修繕費のうち、給・排水管漏水等修繕費9,046万円及び量水器修繕費5,056万3,000円が主なものであります。

次に、3目受託工事費につきましては、6ページ節区分の3行目の工事請負費のうち、各地域の新規水道申し込みに伴います給水管布設工事請負費4,727万4,000円が主なものであります。

次に、4目業務及び総係費につきましては、節区分の一番下の行、委託料のうち、上下水道事業徴収業務委託料1億2,203万2,000円と、ページ変わりをしまして、7ページ、委託料の一番下の欄、水道事業中長期運営計画策定業務委託料1,053万円が主なものであります。

次に、節区分の3行目、賃借料につきましては、水道料金システム等リース料960万8,000円が主なものであります。

次に、5目減価償却費につきましては、有形及び無形固定資産の減価償却費であります。

続きまして、8ページをごらんください。次に、6目資産減耗費につきましては、配水管布設替え等に伴う固定資産除却費が主なものであります。

続きまして、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、節区分の1行目、企業債利息が主なものであります。

次に、2目消費税及び地方消費税につきましては、消費税及び地方消費税納付予定額であります。

続きまして、10ページをごらんください。資本的収入及び支出の収入であります。まず、1款1項1目企業債につきましては、寺尾地区簡易水道事業企業債8,000万円及び老朽管更新事業費に係る企業債2,000万円であります。

次に、3項1目国庫補助金につきましては、寺尾地区簡易水道国庫補助金1億2,000万円、次の2目県補助金につきましては、藤岡地域及び岩舟地域で実施しております石綿管布設替工事に対する県交付金5,300万円でございます。

次に、4項1目工事負担金につきましては、消火栓設置工事に伴う増径工事等負担金6,900万円

及び千塚上川原産業団地関係に伴う水道工事負担金2,505万6,000円が主なものでございます。

続きまして、11ページをごらんください。支出であります。初めに、1款1項2目寺尾地区簡易水道事業費及び13ページの1款1項5目老朽管更新事業費につきましては、主要事務事業で説明されておりますので、説明は省略いたします。

続きまして、11ページにお戻りください。次に、1款1項1目栃木市水道統合事業費につきましては、今後需要が見込まれる千塚上川原産業団地やサントリーに安定した水が供給できるよう、原宿浄水場と川原田浄水場の連絡管に減圧電を設置する工事請負費1,512万円が主なものであります。

次に、3目上水道整備事業費につきましては、他事業に伴う配水管の移設、復旧工事及び未普及地域に配水管を布設する事業で、新規の配水管布設工事では、久保田町、藤田町、大平地域の土与地内を予定しております。

続きまして、12ページをごらんください。次に、4目水道設備更新事業費につきましては、老朽化した施設の更新を行う事業で、川原田浄水場非常用発電機分解修理工事8,964万円が主なものであります。

続きまして、13ページをごらんください。次に、6目管路耐震化事業につきましては、大平、都賀、西方地域の硬質塩化ビニール管を、耐震管である水道配水用ポリエチレン管に布設替えをする工事であります。

次に、7目水道施設耐震化事業につきましては、大平浄池庵配水池の耐震2次診断業務委託であります。

次に、8目固定資産取得費につきましては、量水器購入費が主なものであります。

次に、2項1目企業債償還金につきましては、借り入れた財務省財政融資資金等208件分の企業債元金償還金であります。

以上で平成29年度栃木市水道事業会計予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本件につきましては、3月14日開催の常任委員会において審査願うこととなりますので、本日は聞きおく程度といたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（大谷好一君） 以上で建設常任委員会を終了いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 3時13分）